

## ○長崎国際大学利益相反に関する規程

(平成22年4月1日制定)

改正 平成23年4月1日 平成26年11月26日  
平成27年4月1日 平成28年4月1日  
平成30年12月19日 令和元年9月25日  
令和3年4月1日 令和3年10月1日

(目的)

第1条 この規程は、長崎国際大学（以下「本学」という。）の産学官連携活動における教職員等の利益相反に関する事項を円滑に解決し、もって本学の産学官連携活動を適正かつ健全に推進することを目的とする。

(利益相反)

第2条 利益相反とは、教職員等が産学官連携活動に伴って得る利益、または産学官連携活動に伴い求められる職務上の責任が、教育研究という本学における責任と相反している、または両立し得えない状態いう。

(教職員等)

第3条 この規程における教職員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の施設又は設備を使用して研究活動を行う者  
(産学官連携活動)

第4条 「産学官連携活動」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 共同研究
- (2) 受託研究
- (3) 研究助成寄付研究
- (4) 技術指導
- (5) その他産学官連携に係る活動

(利益相反状態の判断基準)

第5条 教職員等は、利益相反について、社会通念上妥当とされる範囲を逸脱してはならない。

2 教職員等が、利益相反について、社会通念上妥当とされる範囲を逸脱したと判断する基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 教職員等が本学の職務に対して、個人的利益を優先していると客観的に見られる場合
- (2) 教職員等が本学職務活動よりも外部活動へ時間配分を優先させていると客観的に見られる場合
- (3) 教職員等が産学官連携活動により得た利益が、不当に高いと客観的に見られる場合

(利益相反マネジメント委員会)

第6条 利益相反に関する必要な事項について審議するため、長崎国際大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学長が指名する次の者をもって構成する。

- (1) 各学部より選出された専任教員1名
- (2) 研究倫理委員会委員若干名

(3) 事務局長又は事務局次長

(4) 産学連携・研究支援室長

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が当該利益相反等の関係者であるときは、委員は当該審議に加わることができない。

5 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、予め学長が指名した専任教員をもってこれに充てる。

2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(成立及び議決)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席で成立し、議事は出席委員の3分の2以上の賛成で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(審議事項)

第9条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 利益相反マネジメントのための調査に関する事項

(2) 教職員等から提出された「利益相反に関する自己申告書」(以下「自己申告書」という。)の審査及び勧告に関する事項

(3) 利益相反に関する外部への説明責任に関する事項

(4) 利益相反マネジメントの研修に関する事項

(5) その他利益相反に関して必要な事項

(委員会による調査及び審査等)

第10条 前条第1号及び第2号に定める調査及び審査等は、次条に定める教職員等からの自己申告書等の提出又は第12条に定める相談に基づき実施する。

2 委員会は、第9条第1号及び第2号に基づく調査及び審査の結果、利益相反の状態にある又は利益相反の状態に陥る可能性があると判断した場合は、産学官連携活動等の是正又は改善若しくは中止の勧告を行うことができる。

3 委員会は、第9条第1号及び第2号に基づく調査及び審査の結果を、当該教職員等に対して通知するとともに、学長に報告しなければならない。

4 委員会は必要に応じて、教職員等への聞き取り調査等を行うことができる。

第10条の2 委員会は自己申告書の提出を受けて開催する他、定例にて年1回以上開催する。

(自己申告書の提出及び回答)

第11条 教職員等が産学官連携活動を開始する場合は、事前に別記様式1の自己申告書を、委員会に提出しなければならない。

2 前項の自己申告書の提出があった時は、学長は利益相反の有無について、調査の上、別記様式2により申告者へ回答しなければならない。

3 研究期間が1年間を超えて継続する場合は、年度ごとに、「利益相反に関する自己申告書更新願」(別記様式4)を提出するものとする。

4 自己申告書の記載事項に変更があった場合は、あらためて、自己申告書を提出しなければならない。

(相談)

第12条 教職員等は、利益相反に関して、事務局へ相談することができる。

2 前項の相談を受け付けた事務局は、速やかに利益相反マネジメント委員会へ報告しなければならない。

(異議申立て)

第13条 教職員等は、委員会の調査及び審査の結果に不服がある場合は、別記様式3により事務局を経て学長に異議を申し立て、再度審査を要請することができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあった場合、委員会に再審査を命じ、委員会はその結果を学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の結果報告を総合的に判断し、その判断内容を当該教職員等に通知しなければならない。

(庶務)

第14条 利益相反に関する事務は、産学連携・研究支援室が処理する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会の議を経て全学教授会に諮り学長が行う。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月26日)

この規程は、平成26年11月26日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月19日)

この規程は、平成30年12月19日から施行する。

附 則 (令和元年9月25日)

この規程は、令和元年9月25日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月1日)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

(別記様式 1)

利益相反に関する自己申告書  
[別紙参照]

(別記様式 2)

利益相反に関する審議の結果 (回答)  
[別紙参照]

(別記様式 3)

異議申立書  
[別紙参照]

(別記様式 4)

利益相反に関する自己申告書更新願  
[別紙参照]